一般社団法人全国建設業協会 会長 奥村 太加典 様

> 公益社団法人 全日本トラック協会 ダンプトラック部会 部会長 岡田 安I



標準的な運賃収受への支援要請について

令和2年4月に、国土交通省がトラック輸送の「標準的な運賃」を告示しました。

これは、トラック事業者がドライバーの労働条件を改善することでドライバー不足の解消を図り、法令を遵守して持続的に安定した輸送力を提供するために、国が参考となる運賃を示すことが効果的であるとの趣旨によります。

トラック事業者の99%以上は、中小あるいは零組企業であり、荷主に対する交渉力が弱く、年を追うごとに増大する運行コストや、経済情勢によって大きく乱高下する燃料価格等を運賃に転嫁することが困難です。脆弱な経営基盤の中で、長年にわたりコスト高に対応し続け、その自助努力は人件費の抑制に及んでおります。その結果、全産業平均と比較して、年間労働時間は長時間であり、賃金水準は相対的に低く、高齢化が進み、若年労働者の確保に苦慮するという悪循環に陥っています。

中でもダンプトラック事業者は、主に工事現場での資材運搬に従事しており、建設関係 事業者とは、表裏一体の密接な関係にあります。

災害発生時には土砂、廃棄物等の排除等、重要な役割を担うなど、国民の生活に欠かせない存在であるものの、政府の掲げる賃上げ政策を達成できないばかりでなく、労働時間減少による賃金ダウンも想定され、将来的にドライバー不足から車両の確保が困難になる状況が危惧されております。

このたび、国土交通省の自動車局から不動産・建設経済局へ「標準的な運賃」の収受に 向けて、関係各所に周知と協力をするように要請がされました。

建設関係事業者の皆様には、持続的に安定した輸送力の提供の実現には、「標準的な運賃」の収受が不可欠であることを、何卒ご理解・ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

●添付資料

1. 安定した輸送力確保に向けた取り組みのお願い

・国土交通省・自動車局貨物	課長 別紙2	2
・国土交通省 不動産・建設総	経済局 建設業課 別紙	1
2. 「標準的な運賃」についてのリ	ーフレット 別紙	3
3. 「標準的な運賃」におけるダン	プ車の割増率 別紙4	4